

# 天皇制裁判の現在地

## 靖国神社と政教分離

1946年11月3日、「朕」による「御名御璽」によって日本国憲法は公布され、その1条～8条で天皇の地位や役割が定められました。敗戦後も天皇制の是非をめぐる「国民の総意」は問われることではなく、天皇裕仁への怒り、天皇制への違和感を持ち続けていた日本の津々浦々に住む人々は、司法の場で粘り強く天皇制を問うてきました。

とりわけ靖国神社への公式参拝や、天皇の即位・大嘗祭への多額の公金支出、あるいは靖国神社への合祀など、政教分離の原則と信教の自由を踏みにじる「慣行」に対しては、繰り返し裁判で問いただされてきました。戦後80年となる2025年は、「即位礼・大嘗祭違憲訴訟」、「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟」が最高裁に上告され、韓国の遺族による「ノー！ハプサ(合祀)三次訴訟」は9月に新たに提訴されています。

これまでの天皇制を問う裁判はどのように闘われ、司法はどのように判断してきたのでしょうか。「天皇制裁判」を学びなおすセミナーに、ぜひご参加ください。

日 時：2026年2月11日(水・休) 14:00～16:30

お 話：井堀 哲さん

会 場：wam オープンスペース(定員40名／予約・先着順)

参加費：1000円(wam会員。非会員は1200円)



\*オンラインは翌日夕方以降のオンデマンド配信(1か月)になります。

お申し込みは左記二次元コードからGoogleフォームで。wam事務局にメールをください。URLをお送りします。会場参加のみ電話での申し込みも可能です。

### 【ゲスト紹介】 いぼり・あきら

小泉靖国参拝違憲訴訟、安倍靖国参拝違憲訴訟、ノー！ハプサ(合祀)一次訴訟、即位大嘗祭違憲訴訟等の代理人を歴任し、ノー！ハプサ三次訴訟(2025年9月19日提訴)でも中心的な役割を担う。中央大学を卒業して2002年に弁護士登録、2015年にシャローム法律事務所を設立。平和を作り出すこと、そのためには権力と闘う姿勢を堅持しつつ、ユーモアあふれる語り口に定評がある。



